

総合評価落札方式で発注を行う造林事業及び素材生産事業における加算点の改正について

令和8年7月31日
九州森林管理局

総合評価落札方式で発注を行う造林事業及び素材生産事業における賃上げの実施を表明した企業等への加算点を、林野庁からの通知を受け以下の通り改正したのでお知らせします。

具体的には、令和8年8月1日以降準備が整った入札公告から入札説明書等に掲載いたしますので、ホームページ等でご確認ください。

		改正後	改正前
賃上げの実施を表明した企業等 ※○は簡易型の場合	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	5 (4)	10 (9)
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】		
	上記の内容に該当しない	0	0
	賃上げの実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する原点措置の開始の日から1年間に該当する。	-6 (-5)	-11 (-10)